

2022年 7月 21日

東京大学大気海洋研究所長
河村 知彦
(公印省略)

教員の公募について

このたび、本研究所では下記の要領で教員を公募します。

記

1. 職名及び人数：准教授 1名
2. 採用予定日：2023年2月以降のできるだけ早い時期
3. 契約期間：期間の定めなし
4. 試用期間：採用された日から6月間
5. 就業場所：大気海洋研究所 柏キャンパス（千葉県柏市柏の葉5-1-5）
6. 所属：大気海洋研究所 気候システム研究系 気候変動現象研究部門
7. 公募の趣旨：

気候システム研究系では、気候の形成・変動機構の解明を目的とし、気候システム全体およびそれを構成する大気・海洋・陸面等の各サブシステムに関して、数値モデリングを軸とする基礎的研究を行っています。

本公募では、気候システム、特に全球大気および大気海洋結合系の自然変動や長期的変化の機構解明・数値モデリングにおける不確実性の評価等を通じて、広い視野から気候システム科学を推進・発展させる意欲を持ち、気候の数値モデリングを牽引できる方を求めます。また、共同利用・共同研究拠点の活動に貢献し、国際的な共同研究を展開できる方を希望します。さらに、気候システム科学にかかわる人材育成のため、大学院教育にも積極的に携わって頂きます。なお、本公募は「東京大学ダイバーシティ&インクルージョン宣言」のもと、「東京大学男女共同参画加速のための宣言」に基づき女性の応募を歓迎します。
8. 就業時間：専門業務型裁量労働制により、1日7時間45分勤務したものとみなされる。
9. 休日：土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
10. 休暇：年次有給休暇、特別休暇 等
11. 賃金等：本学の規定に基づき学歴・職務経験等を考慮して決定。昇給制度あり。

諸手当 賞与（年2回）、通勤手当（原則55,000円まで）の他、本学の定めるところによる。
12. 加入保険：文部科学省共済組合、雇用保険に加入
13. 応募資格：博士の学位を有する者
14. 提出物：
 - A) 履歴書（東京大学統一様式（<https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html>））による。写真貼付のこと。）
 - B) 研究業績目録（原著論文、総説、その他に分け、査読の有無を明記すること。わかるものについては、被引用件数と、算出に使用したデータベース名を付記すること）

- C) 主要論文5編のPDF
- D) これまでに行なってきた研究・教育の概要 (A4用紙2ページ程度)
- E) 今後の研究・教育に対する抱負 (A4用紙1ページ程度)
- F) これまでに獲得した外部資金、所属学会、受賞歴、国内外の学会・研究コミュニティ等における活動実績、その他参考になる事項
- G) 応募者について参考意見を述べることのできる人(2名)の氏名および連絡先

15. 提出書類送付先及び提出方法:

提出書類をPDF形式の添付ファイルとし、件名に「気候変動現象研究部門准教授応募」と記載し、e-mailで下記アドレスに送付してください(郵送不要)。

soumu-recruit@aori.u-tokyo.ac.jp (◎を@に変えてお送りください)

添付ファイルは20MB程度以内にまとめて圧縮し、必要に応じてパスワード保護してください。容量が大きくなる場合には、適当なオンラインストレージサービスを用いて構いません。

※受信確認メールを当方から送付します。3日以内に届かない場合はお問い合わせください。

16. 応募書類提出期限: 2022年 9月22日(木) 17時 必着

17. 選考方法: 書類選考の後、少数名の候補者にセミナーを行っていただきます。採用・不採用に関わらず結果をお知らせします。

18. 気候システム研究系の教員構成(2022年7月1日現在)

気候システム研究系は2部門で構成され、現在9名の専任教員が所属しています(下記URL参照)。当研究系では、教員の自主性を重んじ、部門の垣根にこだわらず研究を進めています。

<https://ccsr.aori.u-tokyo.ac.jp/introduction.html>

19. 問い合わせ先:

〒277-8564 千葉県柏市柏の葉5-1-5 総合研究棟

東京大学大気海洋研究所気候システム研究系 教授 渡部 雅浩

Tel: 04-7136-4387 e-mail: hiro#aori.u-tokyo.ac.jp (#を@に変えて送信してください)

20. 募集者名称: 国立大学法人東京大学

21. その他: 応募書類ならびに取得した個人情報、本人事選考の目的以外には使用しません。

採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。